北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道北見市、北海道夕張市、北海道岩見沢市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道苫小牧市、北海道稚内市、北海道美唄市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道紋別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道三笠市、北海道根室市、北海道千歳市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道富良野市、北海道登別市、北海道恵庭市、北海道伊達市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道北斗市、青森県八戸市、青森県黒石市、岩手県盛岡市、宮城県塩竈市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県米沢市、山形県東根市、福島県いわき市、福島県伊達市、栃木県宇都宮市、埼玉県川口市、埼玉県東松山市、埼玉県羽生市、埼玉県深谷市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県新座市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県吉川市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県木更津市、千葉県松戸市、千葉県市原市、千葉県浦安市、東京都新宿区、東京都北区、東京都荒川区、東京都調布市、東京都小平市、東京都狛江市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都稲城市、神奈川県川崎市、神奈川県横須賀市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県見附市、新潟県上越市、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県小矢部市、富山県南砺市、石川県加賀市、石川県かほく市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、長野県長野市、長野県松本市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県御前崎市、静岡県伊豆の国市、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県春日井市、愛知県碧南市、愛知県稲沢市、愛知県知多市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県みよし市、三重県津市、三重県四日市市、三重県いなべ市、大阪府豊中市、大阪府高槻市、大阪府守口市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府羽曳野市、大阪府高石市、大阪府島本町、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県相生市、兵庫県高砂市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県御所市、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、鳥取県、島根県松江市、広島県三次市、広島県東広島市、徳島県阿南市、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、福岡県桂川町、佐賀県佐賀市、長崎県、長崎県西海市、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県御船町、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村	令和10年４月１日
山形県、福島県会津若松市、千葉県千葉市、千葉県八千代市、東京都中央区、東京都世田谷区、東京都豊島区、石川県、静岡県静岡市、静岡県沼津市、静岡県袋井市、愛知県豊橋市、愛知県豊田市、愛知県東海市、三重県鈴鹿市、滋賀県大津市、京都府京都市、兵庫県神戸市、兵庫県明石市、兵庫県赤穂市、兵庫県西脇市、和歌山県田辺市、鳥取県鳥取市、島根県雲南市、広島県福山市、徳島県、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県三豊市、愛媛県四国中央市、高知県、福岡県北九州市、福岡県福岡市、大分県、鹿児島県鹿児島市	令和11年４月１日
北海道夕張市、岩手県、岩手県奥州市、宮城県、宮城県仙台市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、秋田県、福島県須賀川市、茨城県、栃木県、栃木県小山市、埼玉県さいたま市、神奈川県小田原市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、山梨県、岐阜県、愛知県刈谷市、滋賀県、福島県、京都府、大阪府交野市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、岡山県、広島県府中町、大分県別府市、宮崎県宮崎市	令和12年４月１日
北海道岩見沢市、埼玉県本庄市、神奈川県横浜市、神奈川県茅ヶ崎市、石川県金沢市、石川県小松市、大阪府大阪市、大阪府池田市、奈良県、広島県広島市、山口県下関市、熊本県熊本市	令和13年４月１日

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十七条第三項の規定に基づき公表する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示

技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１　技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する基本的な方向 事業者にとっての競争力の源泉となる技術等情報（技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報をいう。以下同じ。）が、サイバー攻撃や人を介して事業者の外に流出するような事態が散見される中で、こうした事態の発生は、当該事業者の競争	第１　技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する基本的な方向 事業者にとっての競争力の源泉となる技術等情報（技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報をいう。以下同じ。）が、サイバー攻撃や人を介して事業者の外に流出するような事態が散見される中で、こうした事態の発生は、当該事業者の競争